

中小企業融資制度のご案内

— 高度化資金 —

この制度は、特定の法令等に基づく事業などを行う組合等の団体やその組合員が対象となります。詳細はお尋ねください。

責任共有制度：対象

対 象：中小企業の経営者で、次の要件を全て満たしている方。

- ① 市内に店舗又は事業所を有し、かつ同一事業を1年以上経営していること。
- ② 金融機関の貸付対象となること。
- ③ 市県民税又は法人市民税を納税していること。（非課税措置または減免措置を受けている場合を除く。）

中小企業団体においては、次の要件全てに該当していること。

- ① 上記に該当する組合員が半数以上を占めていること。（ただし、金融業、保険業、不動産業、証券業及び娯楽的な風俗営業は除外）
- ② 市県民税又は法人市民税を納税していること。（非課税措置または減免措置を受けている場合を除く。）

資金使途：事業にかかる運転資金及び設備資金

融資限度額：イ) 中小企業団体（組合）：1組合 8,000万円以内

ロ) 1事業者（組合員）：2,000万円以内

ハ) 組合が組合員に転貸する目的で融資を受ける場合：8,000万円以内

融資期間：8年以内（市長が認めたものについては10年以内）

貸付金利：固定年2.35%以内

返済方法：取扱金融機関の定めるところ。

信用保証料：信用保証協会の保証を付ける場合は、当該協会の定めるところ。

連帯保証人：取扱金融機関の定めるところ。

担 保：取扱金融機関の定めるところ。

相談窓口：

- ・くまもと森都心プラザ ビジネス支援センター（TEL 096-355-7402 FAX 096-355-7412）
- ・取扱金融機関

取扱金融機関：

- ・商工組合中央金庫
- ・肥後銀行
- ・熊本銀行

—信用保証協会や金融機関による審査等の状況で融資が受けられない場合もあります。—

< 熊本市商業金融課 TEL096-328-2424 FAX096-324-7004 >